

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

原告 豊田 泰史

被告 吉田 益夫



訴え変更申立書
(請求の追加)

平成26年9月10日

和歌山地方裁判所 民事部ハ2係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 太田 達也



同 弁護士 重藤 雅之



標記の事件につき、原告は、下記のとおり請求を追加する。

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、被告が主宰する和ネット (<http://www.wa-net.net>) における次の記事等の全ての情報を削除せよ。

(1) 「あすか綜合法律事務所 (和歌山市) の弁護士に対する懲戒請求」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>)

(2) 「がんばれ!和ネット!」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2516>)

(3) 「あすか綜合法律事務所 (和歌山市) より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2514>)

(4) 「がんばれ!和ネット!!」「あすか綜合法律事務所 (和歌山市) より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」「あすか綜合法律事務所 (和歌山市) の弁護士に対する懲戒請求」スレッド削除の仮処分申立

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2535>)

副
本

- (5) 「頑張れ！豊田泰史弁護士、頑張れ！あすか綜合法律事務所！」
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2547>)
- (6) 「脳裏」
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2551>)
- (7) 「あすか綜合法律事務所（和歌山市）・（有）銀徳と和ネットとの訴訟関係」
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2605>)
- (8) あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求
(<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=68>)
- (9) あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状
(<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=73>)
- (10) 「がんばれ！和ネット！！」「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に
(<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=74>)
- (11) 「がんばれ！和ネット！！」等のスレッドに対してあすか綜合法律事務所の豊田弁護士のスレッド削除仮処分申立
(<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=77>)
- 2 (1) 被告は、被告が主宰する和ネット (<http://www.wa-net.net/>) において、あすか綜合法律事務所及び同法律事務所に所属する弁護士に関する誹謗・中傷記事を掲示してはならない
- (2) 被告は、被告が主宰する和ネット (<http://www.wa-net.net/>) において、あすか綜合法律事務所に所属する弁護士に関する懲戒請求申立事件、本件仮処分申立事件、本件損害賠償請求事件に関する一切の訴訟資料をリンクさせるなどして閲覧させてはならない

との裁判を求める。

第2 請求の原因（上記請求の趣旨第1項について）

1 当事者

(1) 原告は、和歌山市内に事務所を置くあすか綜合法律事務所の弁護士である。

(2) 被告は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット掲示板」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>)（以下、「本件掲示板」という。）を主宰し、そのシステムを管理している者である。

本件掲示板は、誰でもこれを閲覧し又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定の者によって受信されることになる。被告は、本件掲示板を用いて、本件掲示板に書き込みされた情報を不特定多数の者に発信し、それにより営業活動を行っている者である。

本件掲示板に書き込まれた情報は、被告あるいは投稿をした者にしか削除しえない仕組みとなっている。

2 原告に対する権利侵害（被告の違法行為）

(1) 本件情報の発信

被告は、本件掲示板上に、原告に関するスレッド（請求の趣旨第1項（1）ないし（11））（以下、「本件スレッド」という。）を立ち上げ、その中で、原告の名誉を侵害する記事を掲載し、インターネットを通じて不特定多数の人に広く公開している。

(2) 原告に対する名誉棄損並びに業務妨害行為

ア 原告は、和ネット掲示板上で誹謗・中傷を受けていた被害者から相談を受け、当該加害者[REDACTED]に対し投稿記事の削除を求めると共に、平成26年2月19日、被告に対し、内容証明郵便をもって、和ネットに掲載された被害者を誹謗・中傷するスレッドの削除を求めた。

イ これに対し、被告は、平成26年2月28日付回答書により、「当サイトで投稿されている内容の大半は、その人物の主張、意見と合致しているのを確認しています。その人物は、自分の主張、意見は名誉毀損・信用毀損に該当していないとして、裁判で争うという意思も確認しています。そのため、当サイトと

しては、貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争についての司法の判断によって処置を行うのが妥当と判断しています。」などと主張し、当該スレッドを削除することなくそのままこれを放置した。

ウ 被告は、原告に対し、このような回答書を送りつけてきただけでなく、原告が弁護士として人権救済のための正当な法的措置を採ることを牽制すべく、同日付けで和歌山弁護士会宛にあすか綜合法律事務所に所属する全弁護士を対象として、懲戒請求を行ってきた。

その懲戒理由たるや、まったくデタラメなものであって、原告ら弁護士がこれ以上和ネットに対し誹謗・中傷記事の削除を求めないようにするための弁護士業務妨害行為であることが明らかなものであった。

被告の行為は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士業務を妨害せんとするための悪質な弁護士懲戒請求制度濫用事例の典型ともいえるべきものであった。

ちなみに、被告が懲戒請求理由として掲げていた内容は、次のとおり全く事実と反するデタラメなものであった。

- ① (原告らの被告に対する名誉毀損記事削除要請は)「法的措置をちらつかせての証拠隠滅・捜査妨害という違法行為の強要」である。
- ② 「(原告らは、) いたずらに司法判断の先延ばしを行い、その発生すると主張する損害を大きくし、(被告に) 損害賠償を要求するという不当な目的のために裁判手続を遅延させている」

エ 被告は、被告が管理する掲示板において、明らかに人の名誉を毀損する記事が投稿されていることを十分承知しながら、自らの営利目的のため、それを削除するどころか、削除を求めてきた弁護士に対しその正当な業務を牽制するため弁護士懲戒制度を使ってその業務を妨害してきたものである。

被告が主宰する和ネット掲示板は、これまでも多数の人々の誹謗・中傷記事を掲載し、多くの人を苦しませてきた悪質なサイトである。

誹謗・中傷記事を削除することなく漫然と掲示しておくことは、当該投稿者が名誉毀損罪に問われることは当然であるが、和ネット掲示板の主宰者もまた名

誉毀損罪の共犯（幫助罪）に問われうるのである。

このように、被告は和ネット掲示板の主催者である以上、同サイト上の誹謗・中傷記事を認知した場合、これを放置しておいてはならないという法的義務を負っている。

ところが、被告は前述の通り、原告らに対する弁護士懲戒請求をただけでなく、その旨を和ネット掲示板に書き連ね、原告らの名誉を毀損し社会的評価を低下させ、弁護士の業務を妨害した。

すなわち、被告は、和ネット内に本件懲戒請求書をアップロードして掲示板内にリンクさせるなどして公開し、原告らの名誉を毀損した。

(3) 小括

以上のとおり、被告がその主宰する和ネット掲示板上の誹謗中傷記事の削除を求めてきた弁護士（原告ら）に対し、自らが主宰する和ネット掲示板を使って原告らあすか綜合法律事務所に所属する弁護士の名誉を毀損し、嫌がらせ行為を繰り返してきた。

3 被告による嫌がらせ行為の繰り返し

(1) 原告らは、この被告による違法行為を差し止めるべく、平成26年5月29日、和歌山地方裁判所に対し、原告らの名誉等を毀損しその業務を妨害する違法スレッドの削除を求める仮処分命令申立てを行った。

これに対し、和歌山地方裁判所は、同年7月21日付で下記のスレッドの削除を命ずる仮処分決定を下した。

記

① 「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求」

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>

② 「がんばれ！和ネット！」

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2516>

③ 「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2514>

(2) 被告は、この決定後、上記スレッドを削除したものの、この裁判所の決定を嘲笑うかのごとく再び下記のスレッドを立ち上げるなどして、原告らの名誉を毀損する記事を次々と掲載した。

記

① 「がんばれ！和ネット！！」「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求」スレッド削除の仮処分申立

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2535>

② 「頑張れ！豊田泰史弁護士、頑張れ！あすか綜合法律事務所！」

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2547>

③ 「脳裏」

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2551>

④ 「あすか綜合法律事務所（和歌山市）・（有）銀徳と和ネットとの訴訟関係」

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2605>

⑤ あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求

<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=68>

⑥ あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状

<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=73>

⑦ 「がんばれ！和ネット！！」「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に

<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=74>

⑧ 「がんばれ！和ネット！！」等のスレッドに対してあすか綜合法律事務所の豊田弁護士のスレッド削除仮処分申立

<http://www.wa-net.net/modules/bulletin/index.php?page=article&storyid=77>

(3) ところで、原告らは、本件事件に対して、平成26年4月14日付で和歌山地方検察庁に対して、被告を名誉毀損罪、信用毀損罪及び業務妨害罪で刑事告訴した。

被告は、上記のとおり刑事告訴され、自ら被疑者として捜査されていることを知りながら、和歌山地方検察庁を馬鹿にして違法行為を繰り返している。

- (4) 被告は、住所地に一人暮らしで、これといった定職もなく、和ネットの広告収入で生活しているような男であるが、見るべき資産がないことから、裁判所の命令に対しても金銭的に失うものではなく、刑事処罰を受けない限り違法行為を繰り返すような人物である。

4 被告の削除義務

本件和ネット掲示板上の各記述は、原告らの名誉を毀損し、あすか綜合法律事務所の社会的信用を毀損するものであるが、被告は容易に削除できる仕組みとなっている。

さらに、本件スレッドはいずれも、原告らの名誉を毀損することを目的として作成されたものであり、スレッド自体を削除しなければ、原告らの名誉を回復し、更なる名誉毀損行為を防止することはできない。

第3 請求の原因（上記請求の趣旨第2項に関して）

- 1 上記のとおり、被告は、原告ら及びあすか綜合法律事務所に関する名誉毀損記事を次々と掲載するとともに、本件懲戒請求事件、仮処分命令申立事件、損害賠償請求事件の裁判資料を和ネット掲示板にリンクさせるなどして公開することを繰り返してきた。
- 2 仮に本訴訟において、上記請求の趣旨第1項記載の記事の全てについて削除が命じられたとしても、被告が再び同様のスレッドを立ち上げ、原告らの名誉を毀損するおそれは極めて高い。

したがって、被告による原告らに対する名誉毀損行為を防止するためには、既に作成されている違法スレッドを削除させるだけでなく、今後被告が同様の違法行為を行えなくする以外に方法はない。

そのためには、請求の趣旨第2項記載のとおり、被告の違法行為を差し止める必要がある。

よって、請求の趣旨のとおり判決を求める。

以上